

## 米・EU ホルモン紛争の終結プロセス

岩田 伸人  
藤岡 典夫  
京極(田部) 智子

1980 年代に EC が成長ホルモン使用牛肉を輸入禁止したことについて、GATT 及び WTO の場において米国との間で激しい貿易紛争が延々と続いてきたが、本年 5 月に両者間で暫定合意に達した。本報告では、本件における終結プロセスを中心に本紛争を振り返りつつ、終結プロセスが国際貿易論上持つ意味を分析するとともに、終結の契機ともなった WTO の米国・EU ホルモン紛争譲許停止継続事件のパネル・上級委員会の判例の分析を行い、食品安全性をめぐる貿易紛争一般にとって有する意味合いを考えることを目的とする。

### 1. 米・EU 間ホルモン牛肉紛争終結へのプロセス

ホルモン牛肉紛争は、有害性の科学的証拠を確定できないものの一時的にせよ輸入制限・禁止ができるのかという問題を提起するものであり、本件のように食品の安全性をめぐる見解が紛争当事国間で異なる場合、何を最優先としてどのように解決されるのか、という問いに示唆を与えるものであった。1980 年代から続く本紛争は、WTO 発足後米国が WTO に申立てを行い、パネル・上級委員会により EU の輸入禁止措置は WTO 違反と認定されたにもかかわらず EU は措置を撤回せず、米国は裁定に従い制裁措置を課していた。2003 年に EU は新たにリスク評価を行った上で新指令を発令し、WTO 勧告を履行したと主張した。しかし、米国は制裁措置を継続し、EU が米国の制裁措置を WTO 違反として申し立てたのが米国・EU ホルモン紛争譲許停止継続事件である。本裁定では EU 側に比較的有利な判断が下され(詳細は 2. 参照)、これを不服とした米国は制裁措置の強化策を発表したが、結局 2009 年 5 月に両国間で、①EU がホルモンフリー牛肉のゼロ関税割当枠を設けること、②米国は新たな制裁措置を行わないこと(現行の措置は継続)、

③WTO 紛争解決手続には当面の間訴えないこと等を内容とする覚書が交わされた。EU 側は、米国の制裁措置の強化案を受けてそれに妥協する形で覚書に応じ、また、米国側としても、制裁措置の続行よりも輸入割当により輸入を拡大するという“実”をとったものと考えられる。この結果、安全性が不確かなことが理由による WTO 貿易紛争は、当該二国間で(政治的に)解決するという選択肢が確立したと考えられる。

### 2. 米国・EC ホルモン紛争譲許停止継続事件 WTO パネル・上級委員会報告

本件は米国の譲許停止措置の継続が紛争解決理解に違反するというのが主な訴えであったが、本質的な問題は、EU がホルモン牛肉紛争において違反とされた措置を撤回したのか、すなわち新指令の措置が SPS 協定第 5 条 1 項(リスク評価)や 7 項(暫定的措置)に合致しているのかどうかであった。第 5 条 1 項に関しては、パネルはリスク評価の定義を満たさないとしたが、上級委員会はパネルが審査基準を誤って用いているとしパネル判断を破棄した。第 5 条 7 項については、パネルは、「決定的十分性」の基準を新たに打ち出し、国際基準が存在する場合に科学的証拠が不十分と言うためには、これまでであった基本的な見解や証拠が不十分であるとするだけの新たな証拠や情報が決定的に十分になければならないとし、EU の措置はこの基準に合致しないとして同項の援用を認めなかったが、上級委員会はパネルのアプローチを柔軟性に欠け、あまりに高すぎるハードルとして否定した。なお、上級委員会は、パネルの事実認定に不備があるとして、これら 2 つの条項に関し確定的な判断は下していない。本件判断の持つ意義は、措置採用国の判断をある程度尊重するという配慮が見られ、措置採用国に有利な判断を追加していることである。しかしながら、リスク評価の要件などが緩やかになったわけではなく、SPS 協定関連の事件においてはあくまでも科学的プロセスに基づいてリスク評価などが行われるべきという従来からの基本的立場を崩したわけではないことに注意が必要である。

(文責：藤岡典夫)